

別記第 1 号様式（第 8 条関係）

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付申請書

年 月 日

勝浦市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 () 印

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金の交付を申請します。

所在地	勝浦市		
工事の種類	☐ 撤去工事 ☐ 撤去工事及び新設工事		
危険ブロック塀等の種類	☐ コンクリートブロック造 ☐ 組構造（大谷石等） ☐ その他		
危険ブロック塀等の高さ	_____m		
危険ブロック塀等の長さ	_____m		
築造年月	昭和・平成・令和 年 月		
工事期間	年 月 日から 年 月 日		
【交付申請額の算出】 補助事業に要する経費 円 × 1/2 = 円 (見積書等の金額) 危険ブロック塀等の撤去の高さ m (小数点 2 位以下切捨て) 危険ブロック塀等の撤去の長さ ① _____ m (小数点 2 位以下切捨て) ① × 10,000円 = ② _____ 円 新設する工作物等の長さ ③ _____ m (小数点 2 位以下切捨て) ③ × 7,000円 = ④ _____ 円 工事規模による補助金の額 ② + ④ イ _____ 円 交付申請額 _____ 円 (千円未満切捨て) ア、イのいずれか少ない額 (限度額：300,000円)			

(裏 面)

※ 添付書類

- ☐ ブロック塀の診断カルテ
- ☐ 危険ブロック塀等の位置を示した案内図
- ☐ 撤去工事又は新設工事を行う危険ブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図
- ☐ 撤去工事又は新設工事を行う危険ブロック塀等の状況がわかる写真
- ☐ 補助対象経費に係る見積書の写し
- ☐ 申請者に市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- ☐ 危険ブロック塀等の所有者が複数の場合は所有者全員の同意書 ☆
- ☐ その他市長が必要と認める書類

☆ 該当がある場合のみ添付する

※受付番号 年 月 日 受付第 号

※ 交付決定通知 ・ 年 月 日 第 号

※ 不交付決定通知 ・ 年 月 日 第 号

※ 変更承認申請・提出 年 月 日

※ 変更承認通知 ・ 年 月 日

※ 実績報告 ・ 提出 年 月 日

※ 確定通知 ・ 年 月 日 第 号

※ 補助金額 ・ 円

※ 交付請求 ・ 提出 年 月 日

※印は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付決定通知書

様

勝浦市長

年 月 日付けで申請のあった勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金の交付については、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定

1 交付予定額 円

2 交付条件等

- (1) 危険ブロック塀等撤去工事又は新設工事を行う者は、年 月 日までに事業を完了すること。
- (2) 交付対象者は、危険ブロック塀等撤去工事又は新設工事が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度3月20日のいずれかの早い日までに勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金実績報告書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 交付対象者は、次のいずれかに該当する場合事前に勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金変更承認申請書(第4号様式)を提出し、市長の承認を得なければならない。
 - ア 危険ブロック塀等撤去工事又は新設工事の内容を変更しようとする場合
 - イ 危険ブロック塀等撤去工事又は新設工事の実施を中止又は廃止しようとする場合
- (4) 事業の進捗状況について市長から求められた場合は、速やかにその状況を市長に報告し、指示を受けなければならない。

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金不交付決定通知書

様

勝浦市長

年 月 日付けで申請のあった勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金の交付については、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第9条の規定により審査しましたが、下記の理由により交付しないことが決定しましたので通知します。

記

理 由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受取った日の翌日から起算して3箇月以内に、勝浦市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、勝浦市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受取った日の翌日から起算して6箇月以内に勝浦市を被告として（訴訟において勝浦市を代表とする者は勝浦市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く）でなければ提訴することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - （3） その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ先 勝浦市 課
(所在地)
(電話番号)

第4号様式（第10条関係）

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

勝浦市長 様

交付対象者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けました勝浦市
危険ブロック塀等改修促進事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので
承認願います。

記

1 申請内容の変更

(1) 完了予定年月日の変更

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

(2) そ の 他
(内 容)

2 事業の中止 ・ 廃止 ※ どちらかに○で囲んでください
(理 由)

3 添付書類（内容を変更する場合）

- ☐ 変更箇所の写真
- ☐ 変更内容を明らかにする図面
- ☐ 変更後の補助対象経費に係る見積書の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第10条関係）

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

勝浦市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更することを承認します。

記

変更承認事項

第6号様式（第11条関係）

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金実績報告書

年 月 日

勝浦市長 様

交付対象者 住 所
氏 名 印
電 話 ()

年 月 日付け、勝浦市指令第 号 で交付決定を受けました危険
ブロック塀等改修促進事業補助工事が完了したので、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事
業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 工事完了日 年 月 日

2 別添書類

- ☐ 補助対象経費に係る契約書又は請書の写し
- ☐ 補助対象経費に係る領収書の写し
- ☐ 施工写真（施行前、施工中及び施工後のもの）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付額確定通知書

様

勝浦市長

年 月 日付けで実績報告のあった勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金について、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり額が確定したので通知します。

記

交 付 額 金 円

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付請求書（第8号様式）を提出してください。

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付請求書

年 月 日

勝浦市長 様

交付対象者 住 所
氏 名 印
電 話 ()

年 月 日付け、勝浦市達第 号 で額の確定があった勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金について、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

交付請求額 円

振込先 金融機関	(請求者本人名義の口座番号等を記入してください。) 銀行 組合 金庫 農協 支店 支所 出張所
預金種目	☐ 普通預金 ☐ 当座預金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付決定取消通知書

様

勝浦市長

年 月 日付け 第 号 で交付決定しました勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金について、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受取った日の翌日から起算して3箇月以内に、勝浦市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、勝浦市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受取った日の翌日から起算して6箇月以内に勝浦市を被告として（訴訟において勝浦市を代表とする者は勝浦市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く）でなければ提訴することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - （3） その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ先 勝浦市 課
(所在地)
(電話番号)

第 1 0 号様式（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金返還命令書

様

勝浦市長

年 月 日に交付した勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金については、勝浦市危険ブロック塀等改修促進事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 理 由